

第4回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会における検証内容（第11条～第24条）

※ 逐条解説：『みんなのまち基本条例の解説』

No.	箇所	意見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
1	第11条	市政運営への参画の機会の確保について規定されているが、その充実が本来の目的であると思うので、政策立案の前に市民に意見を聴く等を含めて幅広い取組となるよう、逐条解説の内容を充実させてはどうか。	逐条解説で対応する	「審議会等への参画」に係る記述を充実させるなど、市民参画に係る逐条解説の記述を整理することとします。
2	第12条見出し	・協働がテーマの本条例において、市民の参画権を規定した本条項は、基本理念を規定した第3条と並んで重要と考える。見出しを「市民の権利等」又は「市民の権利及び役割」としてはどうか。 ・市民が率先してまちづくりに参画するという趣旨を踏まえると、より前向きな表現としての「権利」の方が望ましいのではないか。 ・市民、議会及び行政が平等な立場で協働に取り組むという制定時の考え及び本条例の趣旨を踏まえると、現状のままで良いのではないか。	引き続き検討する	制定時の考えや、これまでの検証委員会における検証の経過等も踏まえ、引き続き検討することとします。

No.	箇 所	意 見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
3	第12条第2項	住民自治の理念が市民活動に含まれていることを踏まえ、「 <u>まちづくりの主役として</u> 市民活動の役割を認識し、」と追記してはどうか。	現状のままとする	「市民がまちづくりの主役であること」は、本条例の前文及び第3条に規定されており、全体としてうたっていることに鑑み、現状のままとします。
4	第12条第2項	「市民活動の役割」について、逐条解説18ページでは「重要な役割」などの記述にとどまっているが、具体的にどのような役割を果たしているかなどを記述してはどうか。	逐条解説で対応する	市民活動が果たす具体的な役割について、逐条解説に追記することとします。
5	第15条	・近年、全国的に議員の不祥事等が起きていることから、条文又は逐条解説に、市議会議員の法令遵守や政治倫理について追記してはどうか。 ・本条例は、“みんなのまち”寝屋川をつくる決意を述べるものであり、市議会議員の法令遵守や政治倫理について記述することは、趣旨が異なるのではないか。	現状のままとする	本条例の趣旨等を踏まえ、現状のままとします。
6	第17条第2項	平成29年度の検証でも「「効率的で機能的な組織」に組織間の連携・協力に関する事項は含まれると考えられる」との議論があったが、文章中に「組織横断的な調整を図り、」と追記してはどうか。	現状のままとする	地方行政ひいては国においても各組織間の連携や協力は従前から行われている中で、「効率的で機能的な組織」と表現してきた経緯等を踏まえ、現状のままとします。
7	第18条第2項	「効率的」について、制定時の本市における職員数の減や行財政改革を背景に規定したものであり、現在は成果をも重視すべきであることから、「効果的」の文言を追記してはどうか。	現状のままとする	第17条第1項に「効果的」と規定されているとおり、行政組織として「効果」を出していくという趣旨であり、それを具現化するために職員には効率性が求められているという規定であるため、現状のままとします。

No.	箇 所	意 見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
8	第18条第3項	「知識の習得、技能の向上」について、職務内容は、単純作業がA Iに置き換わり、また、中核市においては政策法務が重視されることなど、逐条解説の内容の充実が必要ではないか。	逐条解説で対応する	時代背景に応じた記述となるよう、逐条解説の内容を充実させることとします。
9	第18条第3項	逐条解説24ページの「自己研さん」について、条文と合わせて漢字表記とするべきではないか。	逐条解説で対応する	統一した表記となるよう、逐条解説の記述を修正します。
10	第21条	・行政としての目的は市民満足度の向上であるため、「市民サービス」を「市民満足度」に変更してはどうか。 ・現行の規定では効果を重視していないように見えるが、「市民満足度（の向上）」を追記することで、より上を目指すという趣旨が明確になるのではないか。 ・「市民満足度」を量ることが困難な業務も多くある。 ・「市民満足度」とするとそれを量る別の取組が必要になる。また、本条項は、市民サービスの向上という目的だけでなく、どのように市民福祉が向上したかを検証する規定となっている。 ・「市民満足度」は大事だが、法令用語として適切ではないのではないか。「評価結果」として満足度を出すことでよいのではないか。	現状のままとする	行政評価として「市民満足度」を明確に把握できない場合があることや、法令用語としての適切性等を考慮し、現状のままとします。

No.	箇 所	意 見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
11	第23条	逐条解説29ページに、職員の法令遵守義務が記述されているが、市議会議員、市長又は職員の各条項に「公正かつ誠実」な職務遂行について規定されているので、不要ではないか。	逐条解説で対応する	他の条項との整合性等を考慮しつつ、逐条解説の記述を整理することとします。
12	第24条	・逐条解説30ページには「NPO等の関係機関」とあるが、条文では読み切れない。また、本市が多くの民間企業と包括又は個別に連携していることは誇るべきで強調すべきなので、「民間企業」を追記してはどうか。 ・協働の趣旨や自助、共助の必要性に鑑み、「民間企業」等を追記することで、民間企業との包括又は個別の連携をより深めていく旨を表記すべきではないか。 ・「国、他の自治体その他関係機関」とすることで、広く連携がうたわれている社会情勢に適合するのではないか。 ・民間企業だけを特定して追記することには疑問がある。条文に記述せずとも、逐条解説には追記するべきではないか。 ・第5章は行政の章なのでその連携先も国や他の自治体を念頭に置くものであり、民間企業等との連携については第2章協働の章で規定してあると整理することができるのではないか。	引き続き検討する	条文又は逐条解説への追記、また、その必要性について、引き続き検討することとします。
13	第24条	逐条解説30ページに記載されている「国の見解や解釈に頼らず、主体的に判断していかなければなりません」という前提が、条文からは読み取れないため、丁寧に記述してはどうか。	現状のままとする	本条例は地方分権一括法の施行後に制定されており、地方の自主的・主体的な判断・対応を基本とした上で、本条項は規定されていることから、現状のままとします。